

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1999.1.10発行(通巻第279号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらんビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 東海技研労災解雇事件 勝利和解 2
- 木材粉じん対策パンフ紹介 「木材粉じんは、もうたくさん」 5
- 【じん肺肺がん問題】相変わらずの無責任回答
1/22全国安全センター労働省交渉にて 12
- ダイオキシンのお話 その6 14
- 前線から(ニュース) 17
入谷製作所プレス災害損害賠償裁判 災害現場視察おこなわれる・
富田林
- フォーラム堺市民'99のご案内 18

12月の新聞記事から／18

表紙／1995年1月17日阪神淡路大震災直後(芦屋市津知町)

'99 1

東海技研労災解雇事件

地労委で勝利和解

岡崎栄子（ユニオンひごろ書記次長）

UNIONひごろは、愛知県名古屋市に本社を置く屋根工事業の東海技研で働いていて労災を被災した清水修組合員に対する不当解雇と、組合との団体交渉拒否で大阪府地方労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、1998年12月28日、「東海技研は清水組合員の解雇を撤回し、未払賃金を支払う（要旨）」とした協定を会社と結び和解をした。

この会社は、清水組合員が労災申請手続きを求めしたことにより、労災保険を掛けずに労災隠しを確信犯的に行っていたことがわかった。会社の設立から8年もの間、関東・東海・中部・近畿にまたがって支店を持ち、200名近くの労働者を雇用し、堂々と労災隠しを行っていたのである。労災保険は強制加入でありながら、なぜこの会社が未加入で営業を続けら

れたのか。払ってこなかった保険料は数千万になる。会社は地労委で和解する前、やっと労災保険に加入した。

親睦会で労災隠し？！

会社が確信犯的に労災隠しを行っていたことは、清水組合員が労災申請手続きを求めた時、大阪支店長が清水組合員に見せた「親睦会費」の存在からもわかる。労働者から集めた親睦会費を、労災被災者の治療費にあてていた。また地労委の場で、労災保険の代替として民間の保険を掛けていると公言した。

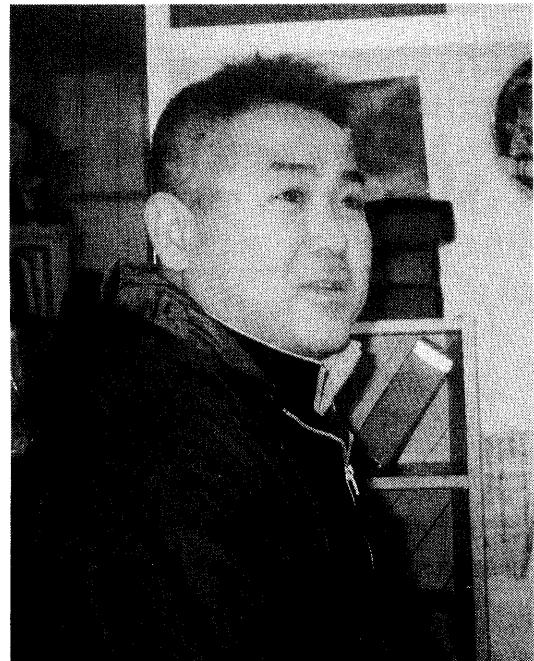
労災隠しの全貌をさらして言い逃れしたり、労災保険加入を指導した労働基準監督署の目の前で、労災保険のパンフを「いらない」と突っ返したりと、いったいこの会社は何なんだ。



労働基準監督署もここまでされて腹たたんのかと思うが、腹たてるだけ無駄、こんな会社ごろごろしてる、いちいち指導してられるか、といったところでしょうか。もう労基署もこんな会社をへとも思わないし、会社も労基署なんかへともほとも思わないのだ。いったいその間でうごめく労働者が、どれだけストレスを感じているかわかってるのかと言いたい。

法律は「説明」ではなく、「行使」でしょ

事実、この清水闘争のエピソードのひとつに、関西労働者安全センターとUNIONひごろで会社に組合要求書を提出したその足で、労基署に申し入れた時のこと。センターが「今すぐ指導して下さい。行くまで今日は帰りませんよ」「今すぐ逮捕して下さい」と申し入れても、署の方は目線を下に「……」状態。UNIONはセンターの圧力にもびっくりしたが、労基署の煮え切らない態度にも閉口した。重い腰を上げその日には正勧告はしたもの、支店長が署に出頭し、向き合うのにそうとう時間がかかった。出頭予定時間



「役所はほんまあてにならん」清水修さんをすっぽかされもし、なめきられている。

こうして労基署の批判してばかりでは、この事件が「行政の怠慢」に終わってしまう。しかし、そもそもこの事件は、労働者を合理的な理由なしに安易に解雇する使用者側の問題が大きい。もちろん労災休業後30日以内の解雇制限を示す労基法19条違反ではあるが、「もういらないんだ（大阪支店長が清水組合員を寮から追い出そうとしたときの発言）」と、労働者をまるでゴミでも捨てるような会社の態度が許されない。

正社員でもパートでも派遣でも、労働者を雇い入れたら使用者に厳しい雇用責任をもたせることだ。労働者を首切りするのはカンタンではないと、社会全体で思わせることだ。

また、労災に被災し、働けない労働者はいらっしゃないと補償手続きもしないでほうり出すなどの相談事例も多い。労働者の権利意識が問



題だと言えるほど、そんな権利を知る機会に恵まれているならともかく、社会にその仕組みがなければ異議を申し立てるすべも知り得なくなる。使用者が法違反できない仕組みをもっとつくって欲しい。規制緩和はするわ、やりたい放題は残るわではたまたもんではない。

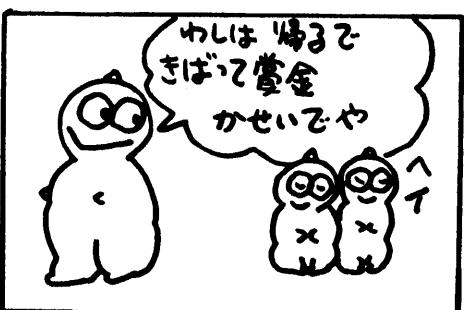
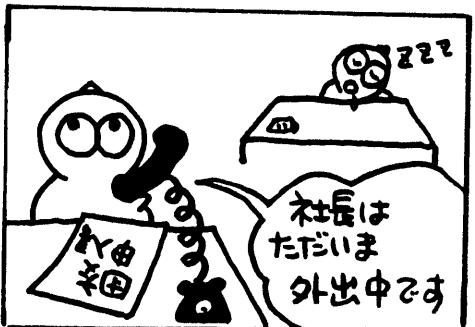
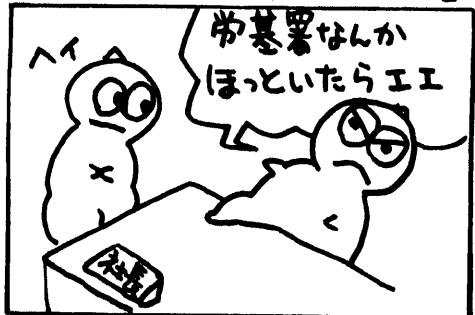
泣き寝入りしない決意

しかし東海技研の地労委はいろいろあった。会社の地労委調査すっぽかしにはじまり、連絡なしのいきなりの登場、会社証人の出廷拒否、と。結局和解したが、東海技研に労働組合はできないし、同じことを繰り返さないともいえない。

地労委審問で、清水をクビにせよ、と大阪支店長に指揮していたであろう岐阜の支店長が、自慢げに「労災保険に入ります」と言ったり、「私は労基法は知らない」と言ったり、ほんまになんでこの人が会社の長たる職務についてんねんと、嘆きたくなる。UNIONの交渉でも、腹立つのと同時に情けない社長はおるが。まあ、こんなんやから、こうやねんと言ってしまうしかないのか。そんならそこで働く労働者を、もっと保護する法律ができるもいい。どこの職場も労働組合をつくることとか。

争議解決前には会社が書類送検された。使用者へのきびしい監視・指導強化は当然だが、労働者には清水組合員のような権利意識が持てれば、と願う。

ある社長の1日



木材粉じんは、もうたくさん！

本誌8月号で、日本産業衛生学会が「木材粉じん」を発ガン物質Jと認定したことを報告した。これと関連して今回紹介するのは、600万人の組織である国際・林産労組連盟（IFBWW、本部ユネープ）発行のパンフレットである。これは「安全センター情報 1999年1・2月号」から編集部の許可を得て抜粋して転載するもので、詳細は安全センター情報を参照されたい。（お問い合わせは全国安全センター Tel.03-3636-3882まで）

このパンフには木材粉じんに起因するアレルギー、中毒、及びがんが取り上げられている。

「木材粉じんは、もうたくさん」 Wood dust — No thanks!

全体の目次

(紹介するのは、以下の目次の中の2~3の部分)

まえがき

1. 木材粉じんの何が問題なのか？

木材粉じんとは？

粉じんはどこからやって来るか？

粉じんは人体にどのような影響を及ぼすか？

2. 粉じんはどのようにして病気を引き起こすか

木材粉じんが引き起こすアレルギー性諸疾患

木材粉じん接触が原因の中毒

木材粉じんによるがん性諸疾患

3. 木材粉じんが誘因の職業病の認知

欧州連合：欧州職業病リスト

国際労働機構（ILO）

4. 限界値—その定義と基準

限界値の定義と用語

各国の現行木材粉じん限界値の概観

5. 預防—ぜひ、実現を！

早期検出を促進する

作業場における粉じんへの曝露を減らす

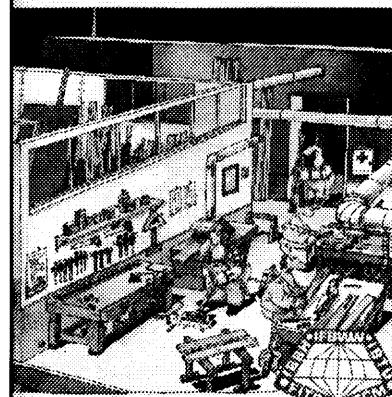
6. 職場の安全は大丈夫か？

チェックリスト

自分で何ができるか？

4

Wood dust — no thanks!



IFBWW SERIES

HEALTH AND SAFETY

7. 行動提起

欧州の諸制度に対する要求

労働組合に対する要求

参考・引用文献

付録

2. 粉じんはどのようにして病気を引き起こすか

世界の産業衛生学者は、原材料であれ製材であれ、木材が製造・加工されるときに発生する粉じんにより職業に起因する疾患が起こることがあると認めている。広範な種類の木材から発生する木材粉じん汚染によって健康が損なわれる可能性がある。なかでも特に挙げておかなければならぬのは、アレルギー、種々の中毒事例およびがん性諸疾患である。

皮膚および気道の疾患

皮膚および気道の疾患は、木材工業と木材業界に蔓延している。例えばドイツでは、発生率の2番目に高い職業病がこのタイプの疾患である。これらの疾患は、100種類を超える硬材、軟材、落葉樹材および針葉樹材に含まれていることが証明済みの化学物質(フェノール、テルペン、ベンゾキノン、ナフトキノン等)に起因するものである。その他に木材粉じんに混ざったバクテリアや菌類の胞子、コケ類の胞子も原因として考えられる。実際には、疾患が木材に含有されている天然の化学物質によるものなのか、または使用された木材防腐剤によるものなのかを判定するのは難しい場合が多い。

感作性木材粉じんには、ワワ、マホガニー、マコレ(チェリーマホガニー)、メランティ、オーク、ジャカランダおよびウエスタン・レッドセダー[ヒノキの一種]の粉じんがある。

①木材粉じんが引き起こすアレルギー性諸疾患

アレルギーとは、外来物質に対する生体の一種の変容反応と定義されている。つまり、異物との接触を繰り返すことによって、以前は「無害」であるとみなしていたその物質に対して生体が防御をはじめるのである。アレルギー反応の発症と強さを決定するのは、個人の疾病素質とは別に、外来物質との接触の頻度と密度である。理論的には、アレルギーはどのような森林や木材の粉じんによっても誘発される可能性がある。

□ 皮膚アレルギー

皮膚アレルギーは、皮膚による不適合反応(皮膚が誘発物質と接触した場合)として現われる。すなわち、広範囲の発赤や腫脹、小さな腫物や水疱を伴う皮膚刺激が起こるのである。かゆみや、時として灼熱感を伴うこともある。

最初、顔、首筋、手や腕など体の露出部に皮膚炎が現われる。炎症はだんだん関節部や性器その他、体の各部に広がる。これは、例えば多くの機械の操作者に観測することができる。

□ 気道アレルギー(気管支喘息)

気管支喘息は、喘息の発作または慢性喘息として起こる。喘息発作の前には、咳とくしゃみに伴って目がかゆくなったり、頭痛や胸部の緊迫感が起こる。喘息発作はやがておさまるがアレルゲンと接触すると再発する。発作を誘発するのに要するアレルゲンの分量は徐々に少なくなっていく。皮膚反応検査、粘膜検査、呼吸検査等でアレルギー症かどうか、また、アレルゲンは何かが判定できる。

表1 木材種類別粉じん毒性

木材種名	毒性レベル
アフアラ／リンバ	××
アフリカパドーク	×
アフリカサテンウッド／オロン (カメリーン名:ボンゴ)	×
アフリカクルミ	××
アフゼリア	××
アグバ・バルサミフェラム	××
アメリカマホガニー	××
アボディレ	×××
ブラジルシタン	××
シトロンウッド	×××
イティグボ(リンバに類似)	×××
インデアンジャカランド	××
イローコ	××××
カーヤ(アフリカンマホガニー)	××
ユソウボク	××
マカサエボニー [東インド産コクタン]	××
マコレ／チェリーマホガニー	××××
マンソニア	××××
オクメ／ガブーン	××
赤ペロバ	××
黄ペロバ	××××
サベリ	×
センティッド・グアリア	××
ユーティル	×
チーク	××××
ワワ	××

注:毒性レベル:

×=毒性のある場合もあり得る
××=中程度の毒性あり
×××=強い毒性あり
××××=非常に強い毒性あり

資料出所:スイス傷害保険庁

□ その他のアレルギー症状

発生する疾患は患者の表現によると、皮膚や粘膜の疾患だけに止まらず、全身の健康状態の深刻な悪化を伴うものである。よく起りがちな症状としては、めまい、頭痛、嘔吐、胃痙攣、麻痺、および視覚・意識障害(神経病の諸症状)がある。こういった症状は職業から起きた疾患とは認められないことがよくあり、患者本人の生活スタイルに起因する場合も多い。

②木材粉じん接触が原因の中毐

若干の北欧種の木材と、特にある一定の熱帶種には有毒物質が含まれている。この木材粉じんに接触すると中毒を起こす。アレルギーの場合と違って症状は直ちに現われる。全身の健康状態が悪化し、患者は胸部に緊迫感を感じ、気が遠くなる。

表1に木材種類別粉じん毒性を掲げておく。

③木材粉じんによるがん性諸疾患

国際的研究が多数なされた結果、一定の条件下では木材粉じんががんの原因となることがわかっている(参考:国際がん研究センター(IARC)論文集、リヨン、フランス)。これは次のような研究で証明済みである。主なものを掲げておく。

1965年

イギリスの家具製造業労働者の間で腺がん、鼻腔がんおよび副鼻腔がん患者の増加が発見された。

1966～1976年

産業衛生調査がイギリス、フランス、ベルギー、イタリア、デンマーク、スウェーデンおよびアメリカで行なわれ、木材粉じんが健康に有害であることが確認された。

1979～1983年

ドイツで木材工業の労働者保険協会とルランゲン大学産業医学研究所が行なった調査によって、木材業に従事する労働者は腺がんの危険が高いことが証明された。

□ 木材粉じんとがんの危険

がんの研究から、がんの罹患確率は様々な

要因により左右されることがわかっている。

要因には次のようなものがある。

- ・本人（遺伝的要素も含む）の疾病素質
- ・発がん物質の取り扱い
- ・年齢
- ・勤務中の曝露時間と程度

ドイツでは、ドイツ研究協会の木工材の健康破壊に関する調査委員会により、オーク材およびブナ材の粉じんが間違いないく、過去の事例が示すように、ヒトに対し悪性腫瘍を起こす発がん物質であることが確認された。

他の種類の木材の粉じんは、潜在的発がん性を有する疑いが持たれている。したがってこれらはく事實に立脚した発がんの疑いのある物質として数えられている。1990年5月22日付け「欧州職業病リスト 付属文書1 職業病」には、木材の種類に差異を設げず、「木材粉じんに起因する上気道のがん性疾患」と記述されている。

ドイツ、スイス、オーストリアおよびイギリスでは、オーク材とブナ材の粉じんががんの発病に特別な役割を持っていると考えられ

ている。したがってドイツでは、これら2種類の木材だけが発がん性ありとして分類されており、その他の種類の木材の粉じんはすべて発がんの疑いありとなっている。現在わかっている範囲では、どのような種類の硬材・軟材についても確信をもってがんの危険性を除外することはできない。

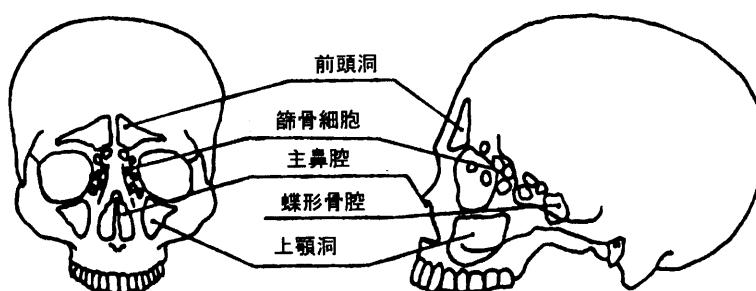
□ 腫瘍の発病原因

長期にわたる木材工業労働者に関する研究の結果、オーク材とブナ材の粉じんが間違いないく発がん性を有していることが示されたが、発がん物質はまだ同定されていない。腫瘍発生のさらなる原因調査が依然必要である。例えば、木材粉じん自体がこれらの腫瘍の発生に与える影響の程度や、他の要因と連動して腫瘍発生を促進するのかどうかなど、解明すべき問題がある。

小規模企業の労働者は、とくに多様な有害物質に曝されている。例えば、ラッカー、接着剤、イソシアニ酸塩、木材防腐剤、染料および溶剤の使用がそれである。したがって、この疾患の原因をブナとオークの木材粉じんだけに求めるべきではないのではないか、という疑問もある。ただし、これらの硬材粉じんがこの疾患発病の条件を作り出すことは長年、疑いのないところとされてきた。

現在、検討中の労働医学の仮説によれば、次のようながんの発生原因が考えられる。

- ・機械的刺激
- ・加工後木材に添加され、粉じん粒子に付着



鼻腔および副鼻腔の正面図と断面図

した天然物質、または
・木材とは別に加工され、エーロゾル〔煙霧質〕のかたちで吸い込まれた粉じんに加えて沈積した化学物質、または
・以上の機序の組み合わせ。

木材粉じん自体はしばしば、直接原因として、あるいは組合せ効果を促進するものとして、これらの腫瘍の発生に関与していることがすでに証明されている。

□ がんのタイプと疾病の症状

主として以下に示すタイプのがんが木屑の除去や木材の加工に専ら従事している男女の木工労働者に見られる。これらの労働者は次の2つのがんに曝される危険が他と比べ大きいとされる。

- ・鼻の腺がん（鼻粘膜のがん）
 - ・篩骨（しこつ）のがん腫（篩骨がん）
- これ以外に観察されるその他のタイプのがん：
- ・ホジキン病（血液およびリンパ節の疾患で、リンパ節の腫脹と白血病に似た血液像を呈する）
 - ・肺がん
 - ・白血病
 - ・喉頭がん

職業病専門医は、過去の炎症や感染症で受けた粘膜の損傷ががん発生の原因になることが多いとの推定を下している。

初期症状としては次のようなものがある。
・鼻からの分泌物、時として鼻血
・片方の鼻孔の鼻詰まり、上顎の片方

の腫脹

・目の充血や涙目等の症状
すなわち外部症状は先に述べた、木材粉じんの影響に起因するアレルギーの諸症状に類似している。

篩骨の解剖学的位置、あるいは場合によっては腫瘍の解剖学的位置からみると、こういった場所の悪性腫瘍の臨床的症状の発見が手遅れになることが多い理由がわかる。すなわち、腫瘍は鼻腔と副鼻腔、眼窩、頭蓋骨基底部の前頭洞等より大きくなつてから初めて気付かれるのである。

この疾病が現われる以前の有害物質への曝露期間（潜伏期間）は、平均35年から40年



家具製造労働者の鼻腔深部にできた線がんで、治癒不可能な段階にまで進行してしまっている。
資料出所：鼻腔深部の線がんと木材粉じんへの曝露（ドイツの職業保険協会中央連合会の出版物）

に及ぶことが種々の研究の結果、明らかになつた。ここで決定的に重要なのは、粉じんに対する曝露の程度と期間である。木工労働者は危険が解消したあとになってから、鼻の腫瘍にかかる可能性もあるわけである。

3. 木材粉じんが誘因の職業病の認知

他産業の場合と同様、補償の支給対象となる木材工業における職業病の数は1950年代以後、増加の一途をたどっている。これには様々な理由が挙げられる。第1に、疾病原因について公にされる科学的事実が数の上で増え続けていること(例えば、騒音やがんの場合)。第2に、企業の工場で使う新しい化学薬品(例えば、イソシアニ酸塩)がそこで働く労働者に絶えず新たな健康障害を引き起こしていること。職場におけるこうした曝露の機会の増加傾向とストレス要因の増大とが事態を一層悪化させているのである。

職業病の報告に関する法的手続きは国によってまちまちである。したがって、例えばイギリス、フランスおよびドイツのように、関係労働者によるクレーム提起に対する援助が労働組合活動の相当部分を占めることになる。

一見したところ、木材粉じんに起因する職業病は統計上とくに顕著に出てきてはいない。非常に目立たない数の鼻のがんの症例数があるだけである。例えば、ドイツの職業保険協会の木材工業に関する1991年年次統計では、騒音が認知された職業病の最大原因となっており、気道と皮膚の疾患がそれに次いでいる。しかし、気道と皮膚の疾患および鼻

のがんを合計すると、木材粉じんが職業病の2番目に大きい原因に位置づけられることとなる。

欧州連合：欧州職業病リスト

欧州共同体は、職業病の予防、認知および報告に関する勧告を行なっている。欧州職業病リスト(第305.01条にいう付属文書1に収録)でも上気道のがん性疾患を木材粉じんに起因するものと認めている。しかし、これに関して加盟国の国内法令では一部分だけ(すなわち制限付きで、例えば腺がんに限定する、等)実施されているか、あるいは全く実施されていない。このように、何を職業病と認めるかについては加盟国ごとに大きなばらつきがある。

スペインでは、外国木材の加工による職業起因性の喘息は1978年以来認知されている(5月12日付け政令第1995号)が、がんは直接的には木工労働者の職業病と認知されていない。

アイルランドでは、がんは理論的には職業病と認知されているが、専門家によると、同国では適正な認知制度も該当する統計もない。

ポルトガルでは、外国木材の加工と運搬に従事している労働者に発生するエクシマ[excema]様の皮膚疾患、蕁麻疹、結膜炎および喘息は職業病とみなされている。がんはその中に入っていない。

イタリアでは、1988年2月以来、木材粉じんに起因するタイプのがんには補償金が支払われているが、「ただし、その原

因となる要素が職業上の活動に明確に帰し得る場合に限る」という混合制度である。

ベルギーでは、フェノールまたは同様製品に起因する職業病を認知するリストができている。この結果、木工労働者のがんも認知されている。

ドイツ連邦共和国では、1981年以来、オークおよびブナの木材粉じんに起因する鼻腔と副鼻腔腺がんに関し、冒頭条項の規定に従い、木材工業職業保険協会が補償金を支払っている。1988年4月1日以来、職業病に関する省令に従いこれらの疾患に対し、リスト記載の職業病として補償金が支払われている。

国際労働機構（ILO）139号条約

1974年6月24日、国際労働機構（ILO）は、「発がん物質および薬剤に起因する職業上の危険の防止ならびに管理に関する」139号条約を採択した。この条約を批准した国々では、常に発がん物質とその影響を特定し、かつこれらの物質との職業上の接触を禁止、もしくは少なくとも監視し、さらに接触を管理し、もしくは最小限度に止める適正な保護手段を講じることになっている。

139号条約を批准したのは対象国161か国の中、次の国々である。

アフガニスタン、アルゼンチン、ブラジル、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エジプト、フィンランド、ドイツ、ギニア、ガイアナ、ハンガリー、アイスランド、イラク、イタリア、日本、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、スウェーデン、イスラエル、スロベニア、シリア、ウルグアイ、ベネズエラ、ユーゴスラビア

職業病として認知された鼻のがん

木材と木材粉じんのその他の影響に加え、鼻のがんは木材工業の労働者にとってひとつの危険要因である。認知疾病リストは国際労働機構の枠内で最新化されている。ILOの関連規則概説書から明らかのように、粉じんのタイプに関係なく、20か国では鼻腔および副鼻腔がん腫が職業病と認知され、別の14か国では一種の一般条項を定めている。

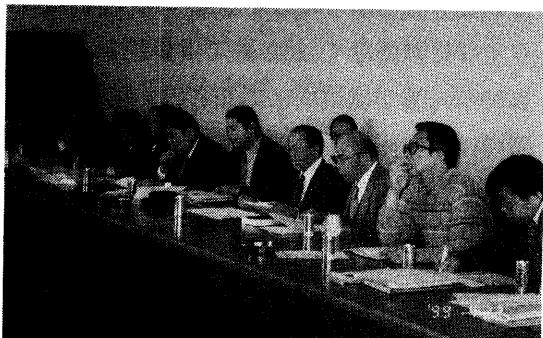
具体的な各国の状況

○=鼻腔がんを認知	
*=一般条項「知識の発展段階に従って認知」	
**=職業病リストおよび一般条項	
アルジェリア	○
オーストラリア	*
クイーンズランド州	**
オーストリア	
バハマ	○
ベルギー	○
ブラジル	○
ブルガリア	○
コスタリカ	○
デンマーク	○
欧洲共同体	○
フィンランド	○
フランス	○
ドイツ	○
イギリス	○
ホンジュラス	○
ハンガリー	○
アイルランド	○
イタリア	○
ジャマイカ	○
日本	○
ルクセンブルグ	**
モーリシャス	*
メキシコ	○
モロッコ	○
オランダ	○
ニュージーランド	**
フィリピン	○
ポーランド	○
ポルトガル	○
セネガル	○
シエラレオネ	**
スウェーデン	*
タイ	**
アメリカ	*

IARCの発がん性認定から2年

「どうするか、長くないうちに結論が出るはず」 中身のない回答に終始

1/22 全国安全センター労働省交渉で



1/22 労働省交渉

じん肺管理区分4あるいは4相当の最重症のじん肺患者に発生した肺がんだけしか労災として認定しない労働省の認定基準の問題をこれまで何度も報告してきた。

本誌10月号では、福岡地裁のじん肺肺がん訴訟において国側が、発がん性を認定したIARC（国際がん研究機関）やこの分野での第一人者である米国・ゴールドスミス博士の見解に関して、虚偽の証拠を提出していることを明らかにした。この問題はマスコミでも取り上げられるに至っている。（新聞記事参照）

昨年12月福岡地裁はこうした国側の虚偽の主張を採用し、全く不当な原告敗訴の判決を下した。原告側は控訴しているが、今後控訴審などの場で国・労働省の誤りが追及されていくことだろう。

さて、全国安全センターは、1月22日、昨年に引き続き、労働省との労働行政全般に

ついての多岐にわたる項目について交渉をおこなった。交渉には、本省関連部局の実務担当者が出席、安全センター側も井上浩議長、古谷杉郎事務局長を先頭に高知、神奈川、東京、関西、尼崎、鳥取などの地域センター、全山労、全国脊損連合会からの代表が交渉に臨み、中桐伸五、五島正規衆議院議員も交渉に参加した。

昨年の交渉の中でもシリカ問題、じん肺肺がん問題の解決を要求したが、労働省は「情報収集中」「検討中」として具体的な回答を拒否していた。その一方で、裁判では嘘八百をならべているわけで、相変わらずの厚顔無恥も甚だしい。「IARC決定を受けてどうするのか」について、今回の交渉では概略次のような回答であった。この部分の回答は労働省安全衛生課化学物質調査課鈴木業務第二係長がおこなった。

労働省：IARCでグループ1とされたことは承知している。現在、情報収集をしている段階で判断ができない状況。

安全センター：毎日新聞の記事中に今後のことについて労働省のコメントとして「IARCの判断は尊重しつつ、来年（1999年）に医学者らで構成する委員会を設け、未然防止策などで反映させるか検討する」と出しているが。

労働省：うち（編注 化学物質調査課のことだとと思われる。）ではそのような答えはしていま

じん肺 米専門家発言

労働省、裁判で「由解」紹介

ヘルニアなどの椎間板病変に起因する軽度の腰痛の患者が軽度の腰痛を認めたが、この群の原因物質は、ケイ酸を含む粘多糖がその主な原因であるとした。この事実の背景には、被膜が骨盤内に「被膜周囲炎」として発症したこと、腰椎の椎間板が「被膜周囲炎」しただけではなくして、椎間板周囲炎の病態を腰椎周囲に送り、椎間板病変で腰椎周囲が炎症となりながらいたことがあった。ケイ酸は、世界保健機関（WHO）の研究組織「腰痛・背部疾患研究会」（WHO）が発表した「腰痛に対する標準化された評価法」によると、腰痛の原因物質として腰椎周囲炎は「腰痛の原因物質」に該当する。腰椎周囲炎は「腰痛の原因物質」に該当するが、腰椎の椎間板や筋肉の自然防御に対する影響が弱われていた。

1998年12月23日付毎日新聞（西部本社）

せん。した記憶はない。

シリカの問題で、ARCはさけて通れない。伝え聞いている情報の中でこれ自体の確定自体が本当にそうなのか、あるいは学者の中の争いもあるようだということ、それからほんとうなのかどうかはまだ定かではないんですけども、たとえばシリコーシス（硅肺症）になっている方に発ガンがある、有意性があるという状況も聞いております。そんなこともありますて、まだちょっと情

報が整わない、IARCの評価は最終的に評価委員会で一致という形になったのでしょうかけどIARCがなったからイコードで100%すべてを(国内に)入れていくということではございませんので。

安全センター：優先的に結論を出さなければならぬというような認識ではあるのか。

労働省:(IARC決定のモノグラフをみて)労
働省としてどうするかということについて
そんなに長くないうちに結論が出るはず

安全センター：労働省の認識としてシリカに発がん性があるということが正しいということになればと非常に大きな問題ですよね。広範な労働者の予防対策の問題、補償の問題に関わってくるという認識はあるんですか。

労働省：ですから、情報収集という言葉でごまかされていると思っているのかもしれませんけれども、慎重にならざるを得ないということはある。

安全センター：緊急にやらなければならぬ課題であることは間違いないですね。

労働省：ですから、長くないです。10年、20年ということではないです。

以上のように、そろそろ I A R C 決定を受けて労働省として何らかの見解あるいは方針をだすだろうとの何とも中身のない回答だった。交渉ではこうした無責任な対応遅延に批判が集中したことは言うまでもない。

発ガン物質としてのシリカ対策、じん肺肺がん労災認定基準の見直しなどに関する労働省の犯罪的サボタージュはいつまで続くのか。そして、どんな見解を出してくるのだろうか。その間にも対策は遅れ、じん肺肺がん患者が切り捨てられていくのである。

ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

その6

前回、日本国内の大気中のダイオキシン濃度は世界一というお話をしました。今回は日常生活の中で知らず知らずの内に私たちがどれくらいダイオキシンに曝露しているかを説明します。

ダイオキシン曝露は食べ物から

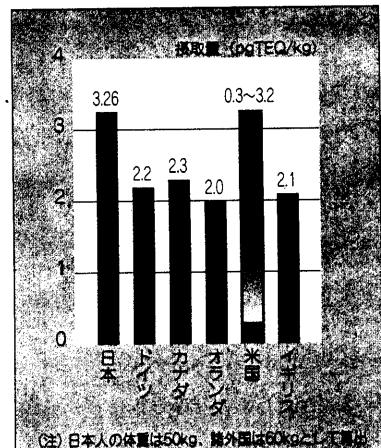
大気中のダイオキシン濃度が世界一であれば、当然一番は呼吸によってダイオキシン類を体内に取り込んでいるのだと誰でも考えがちです。表1は環境庁のリスク評価委員会が示した一般人のダイオキシン曝露量の推定値です。

大気からの取り込み量はわずか1.5%程度です。98%が食物からの摂取によります。私たちが知らず知らずの内に食べ物からダイオキシン類を体の中に取り込んでいることがわかります。

表1 我が国における一般的な生活環境からの平均的なダイオキシン類暴露の状況の推定

	大都市地域 pg/kg/day	中小都市地域 pg/kg/day	バックグラウンド地域 pg/kg/day
食物	0.26~3.26	0.26~3.26	0.26~3.26
大気	0.18	0.15	0.02
水	0.001	0.001	0.001
土壤	0.084	0.084	0.008
計	0.52~3.53	0.50~3.50	0.29~3.29

図1 食物からのダイオキシン類の一日当たり摂取量



出典：環境庁ダイオキシンリスク評価研究会
「ダイオキシンのリスク評価」

図1は食べ物からのダイオキシン摂取量の国際比較ですが、これも日本人はトップレベルであることがわかります。毎日およそ3.26pg/kgを摂取しています。その3でお話しましたが、昨年五月WHOの欧州事務局が環境ホルモン物質として生殖障害の危険性か

らダイオキシンの一日耐用摂取量(TDI)を1~4pg/kg/dayとするよう提案しましたが、私たちが毎日摂取している量はその基準値とほぼ同レベルであることがわかります。

6割は魚から

食べ物からどれくらいダイオキシン類を摂取しているかを測定することは大変な作業です。たとえば、毎日の食事の一人分(だいたい3日分)をそっくり試料として分析する陰膳方式という方法やいくつかの代表的な食品の分析値とその食べる量から計算するバスケット方式がありますが、どれも手間ひまが

かかります。正確に食べ物からの摂取量を割り出そうとすると相当多数の食品試料のダイオキシン濃度を分析しないと出てきません。現在環境庁や厚生省が分析数を増やしていますが、傾向がつかめる程度ということで評価するべきでしょう。

私たちがどの食べ物から多くダイオキシン類を摂取するかは気になるところですが、日本人は欧米人と比較するとかなり違いがあります。日本人は魚から約6割を摂取していま

表2 各国の食物からのダイオキシン類の摂取量及び構成比

分類	摂取量及び構成比											
	日本 ⁶ pgTEQ/d		ドイツ ⁷ pgTEQ/d		カナダ ⁸ pgTEQ/d		オランダ ¹⁰ pgTEQ/d		米国 ⁹ pgTEQ/d		イギリス ¹¹ pgTEQ/d	
米 (Rice)	nd.(*)	0.0
穀類(Cereal, Grain, Potato)	0.2	0.1	5.5	4.2	6.3	4.5	5.3	4.2
砂糖類 (Sugar, Cake)	3.0	1.8
油脂 (Fat, Oil)	2.9	1.8	0.6	0.5	21.2	18.0	19	15.2
豆製品 (Bean Product)	1.2	0.7
果実 (Fruit)	0.6	0.4	2.0	1.5	13.3	9.5	2.8	2.3
緑色野菜 (Green Vegetable)	11.0	6.7	3.7	2.9	11.0	7.9	7	6.0	12.15	9.7
野菜及び海藻 (Vegetable, Seaweed)	2.4	1.5
調味料及び飲料 (Seasoning beverage)	0.6	0.4
魚介類(Fish, Mollusc, Crustacean)	105.0	64.4	33.9	26.0	17.0	12.2	24	20.5	0.36~2.34	1.2	7.7	6.2
肉類, 卵 (Meat, Egg)	17.5	10.7	39.0	29.9	61.0	43.7	22	18.8	5.29~141.33	73.5	42.92	34.4
乳製品(Milk, Dairy product)	18.0	11.0	41.7	32.0	31.1	22.4	43	36.7	12.36~48.66	25.3	35.00	28.0
調理食品 (Cooked meal)	0.7	0.4	3.9	3.0
合計	163	100	130	100	140	100	117	100	18.0~192.3	100	125	100

(*)原報では11.0となっているが、特定年度サンプルのみからの検出であるため本推定ではndとした。

*I-TEFを使用

す。欧米人は肉、乳製品から6割摂取しています。この違いは食習慣から出ています。私たちは昔と比べて食べなくなったとはいえ、魚を多食します。また、魚に含まれるダイオキシン濃度は食物連鎖によって比較的高濃度になり、そのため、日本人のダイオキシン類の摂取量が高くなっているのです。参考までに表2に食べ物ごとのダイオキシン類の摂取量を示します。

食物連鎖によるダイオキシン類の濃縮

ダイオキシン類は水に溶けにくいですが、油に溶けやすい性質があるため、脂肪に蓄積します。そのため、生物濃縮といつて魚や牛などの体内で数百倍濃縮されます。図2に示すとおり、恐ろしいのは海の中ではプランクトン、エビ、小魚、肉食魚、人間というように数段階の食物連鎖が成立していて、海水中のダイオキシン類濃度を1とすると、人間が食べる魚では食物連鎖によって100万倍近く濃縮される場合があることです。

陸上では草、牛、牛乳と食物連鎖の段階が

少ないため、それほど高濃度にダイオキシン類は濃縮されません。

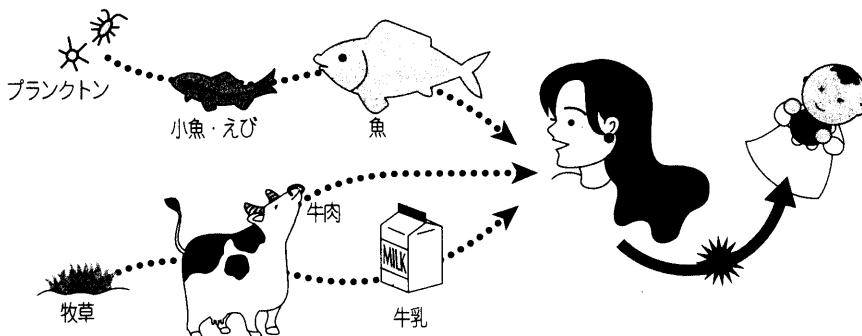
魚による食物連鎖については私たちは約40年前に苦い経験をしています。チッソ水俣工場から排出された有機水銀によって魚が汚染され、多くの犠牲者を出したことです。

同じ過ちを繰り返さないように、厚生省は新ガイドラインや排ガス規制によってダイオキシン類の排出量を大幅に削減するよう方針化しましたが、数十年から100年単位でみれば、食物連鎖を断ち切ることができるかもしれませんが、短いスケールではありません効果は期待できません。すでに環境中に放出されたダイオキシン類の一部は蒸発し地球の大気循環の中に組み込まれてしまっているため、相当長い年月汚染の可能性が残されます。

そういう意味ではできるかぎり早くダイオキシンの排出量の削減が必要だと思います。

(つづく)

図2 食物連鎖によるダイオキシン類の摂取



前線から

入谷製作所プレス災害損害賠償裁判

災害現場視察おこなわれる

富田林

ガーナ人労働者Rさんがプレスによる左手4指切断事故の損害賠償を求めた裁判で、12月16日、原告、被告、双方代理人による現場視察が行われた。

視察では、Rさんに事故状況の確認をしてもらしながら検証を行った。事故は自動プレスラインの一工程において、プレスで型を抜いた抜きカスを棒でかき出していたときにはいていた軍手が抜きカスにひっかかったところにプレスが落ちてきて発生したものであった。

会社側はこの日の検証において、事故をあこしたプレス機が原告の記憶しているものではないと繰り返し述べた。確かにその日会社が実演したライン構成においては、会社がこの機械で事故があきたのだと主張しているプレス機の金型には

抜きカスは溜まっていた。抜きカスが溜まっているのはそのプレス機の直前の工程のプレス機であった。そのプレス機の金型の周りには見事に抜きカスがたまっていた。

しかし、この日のプレス工程と金型が事故発生時と同じであるという証拠はどこにもないことは明らかで、盛んに会社代理人弁護士と会社が「その機械と違う」と繰り返す姿は滑稽さえあった。

当時会社は、Rさんの事故の直前にも切断事故を起こしており、Rさんの事故後労基署の指導によって各プレス機に金網を設置したという事実が判明している。

法的にみると、安全装置が義務づけられていない自動プレスであれば、抜きカスを手を使って搔き出すよ

うな作業があつてはならないことになっているが実際にはRさんはこうした作業をするよう言われていた。無論、会社は「そんな作業は指示していない」と主張しているが。しかし、この日の検証において、今でも抜きカス搔き出し用の棒が用意されていることが確認される等そうした作業が日常的に行われていることが明らかとなり、当時においても当然そうであったことが証明された形となった。

1月26日、裁判所において非公開のラウンドテーブルが行われた。被告入谷製作所らからは、またしても言いたい放題の書面が提出された。その中でたとえば、事故状況ばかりでなく、労災保険で採用されている平均賃金が「高すぎる」といったいちやもんもついている。休業補償請求用紙を作成して平均賃金計算欄を記入したのは会社側であるにもかかわらずである。また、入谷製作所にRさんを派遣していた被告派遣会社「東邦」は一貫して会社が知っている人物とRさんが同じかどうかわから

フォーラム堺市民99のご案内

1月30日（土）午後2時

会場：梅文化会館（泉北高速線梅美木多駅下車）
シンポジウム 介護労働の未来 — 高齢社会
にふさわしい介護労働の姿とは
コーディネート 西野まさのぶ
パネリスト 長見有人さん（介護人ネット
トあかね）、北野ヒロ子さん（大阪市社協
労組）

介護を受ける側にとって、「介護」とは生活の一部。「ことさら介護労働などと言うのも…」とも言えるかもしれない。しかしボランティアという名前で、働く条件を不安定なままにしておくわけにはいかない。ホームヘルプ、障害者介護に携わる人、介護を受ける人が、介護労働の未来を語る。

2月10日（水）午後6時

会場：サンスクエア（JR堺市駅下車）
トークセッション 高年齢者の仕事と社会参
加一協同、共助の働き方の可能性
コーディネート 西野まさのぶ
ゲストスピーカー 谷治貞さん（南大阪高齢者
福祉協同組合専務理事）他

シルバー人材センターに高齢者協同組合、高
齢者専門で職種を問わない労働者派遣事業も
でき始めている。この不況のなかで、高齢者
者団体の仕事確保は、まずまず順調との声
も。しかし、協同、共助の精神による自主的
な仕事確保には、解決が必要な難題も山積す
る。新しい働き方の将来は如何に。

2月20日（土）午後2時

会場：ソフィア堺（泉北高速「深井」駅下車）
シンポジウム 多文化共生社会が生み出すも
の一外国人にも住み良い大阪をめざす
コーディネート 西野まさのぶ
パネリスト 丹羽雅雄さん（弁護士、R
INK代表）、田村太郎さん（多文化共生
センター事務局長）、夜間中学校教諭、他

ないと主張してきた。Rさ
んが偽造パスポートで入国
し、その後、労災を契機に
本名を名乗るようになった
ことをとらえての下らぬ対

応である。この日裁判所
は、被告の派遣業者本人を
出頭させ、Rさんが派遣業
者の知る被災した人間であ
ることを確認させ、こうし

いまや大阪で100人歩いたら3人が外国人。
国際化といっても、医療も教育も社会保障
も外国人にとっては障壁だらけで、日本の社会
は外国人にとって結構住みにくくとも言われ
る。互いの固有の文化を大切にしあえる社会を
作れないか。取り組み続けてきたパネリストと
堺市在住外国人が討論。

3月13日（土）午後2時

会場：梅文化会館（泉北高速線梅美木多駅下車）
シンポジウム ダイオキシンとごみとリサイ
クルー 資源循環型社会の姿とは
コーディネート 西野まさのぶ
パネリスト 中野勝利さん（自治労大
阪）、中地重晴さん（環境監視研究所）、リ
サイクル事業者、収集作業者

使い捨ての時代から資源循環型へ変えていかな
ければならないと言う。しかし現実の対策とい
えれば、ごみを広範囲に集めて一度に燃やして燃
焼温度の高さを維持すれば問題はないというだ
けのはなし。本当にそれでいいのか。ごみに関
わる様々な立場からの意見を通して、資源循環
型社会の姿をさぐる。

3月27日（土）午後2時

会場：堺市民会館（南海高野線「堺東」駅下車）
シンポジウム 大量失業時代と私たちの働き
方—困ったときに頼れるものは
コーディネート 西野まさのぶ
パネリスト 永嶋靖久さん（弁護士）、
行政の労働相談担当者、労働組合の労
働相談担当者

大阪府に3つある労働事務所に、労働相談が激
増しているという。働き方はといえば、パー
ト、アルバイトはもちろん、フリーターなどと
いう呼び名も普通になってきた。どんな職種で
もたいてい労働者派遣事業ができるようになる
そうだ。はたして自由競争と自己責任でみんな
が豊かになれるのか。

《連絡先》〒591-8025堺市長曾根町330番地
TEL (0722) 53-0174 FAX (0722) 53-0196

たいぢゃもんに終止符を打
たせた。次回は3月9日。
今回の被告書面への反論を
中心とする主張が原告側か
ら提出される予定。

12月の新聞記事から

12/7 滋賀県甲西町の名神高速道路で事故処理中の警察官が追突してきたワゴン車とパトカーの間に挟まれ、出血性ショックで死亡。

環境庁が8、9月におこなった水質調査で130地点中122地点から何らかの環境汚染が検出され、汚染は94%にのぼったと発表。

12/8 全国21道県の建設作業員で結成する「全国ソルジン肺補償請求団」の179人が元雇用主などの大手ゼネコン会社76社に総額57億円の損害賠償を求める訴訟を広島、福井など全国11地裁に起こした。

9月に山陽新幹線下り線で起きた作業車の衝突脱線、作業員ら3人が重軽傷を負った事故で、岡山県警捜査1課などは運転士の居眠りが原因として、JR西日本の下請け「西日本軌道」作業員と同乗していた作業責任者の同社取締役を、業務上過失傷害、業務上過失往来危険の疑いで岡山区検に書類送検した。

12/10 京都上労働基準監督署は、7月29日に中京区のマンション新築工事現場で、作業員1人が足場から転落死した事故で、宇治市の建設業「大春工業」とその現場主任、下請けの「岡塗装」の代表の2人を労働安全衛生法違反の疑いで京都地検に書類送検した。

午前6時半頃高知県南国市の国道32号で交通事故の処理中に香川県の運送会社「かくれックエスト」のトラックが突っ込み警官3人と事故を起こして立ち会っていた高知市内の男性がはねられ、巡査1人が死亡、巡査長と高知の男性は重傷。

12/11 午後4時半頃高知県南国市の国道32号で空港付近で航空261便が墜落、死者は100人にのぼった。同機は、午後7時頃悪天候の中3回着陸を試みた後、湿地帯に墜落、機体は3つに割れた。

12/12 中国東部の長慶炭鉱で午前8時18分に爆発事故が発生し、32人が死亡、6人が重傷、1人が軽傷。

12/13 午後5時半頃兵庫県尼崎市のチタン・シリコン製造「住友チタニウム」のチタン工場で爆発音と共に火災が発生。マグネシウムが発火し、30分間爆発が続いた。マグネシウムを鉄バインで吸い上げる工程で床に漏れ、水と化学反応して水素が発生し爆発したよう。

12/16 通産省は福井県高浜町の関西電力高浜原発3、4号機に99年春より導入予定のアーバル計画のための原子炉設置変更を許可した。

12/17 米英両軍がイラクの査察協力拒否の制裁として軍事攻撃を開始。

12/18 6月に7人が死亡した本四架橋・来島大橋の橋げた落下事故で、労働省の調査委員会はジヤックの油圧式ワイヤ下降装置の操作バーが何らかの理由で倒れ、開放状態になったのが原因とする最終調査結果を発表した。

12/19 ドイツ有力誌シュピーゲルがシュレーダー首相と主力電力会社が20年以内に国内19基の原発を廃止することで合意したと伝えた。

12/21 午前7時20分頃京都市山科区の交差点を横断していた出勤途中の会社員が右折してきた大阪市の運送会社「梶田サービス」の2トントラックにはねられ頭を強く打ち13時間後に死亡。

大阪府高石市の大阪府立臨海スポーツセンターで今年9月体育室の天井から落下した断熱材からアスベストが検出され、来年1月より1年間センターの休館を決めていたことがわかった。府が87年にあこなった調査ではアスベストは使用されていないとされていた。

*JR東海社内で東海道新幹線のハンドルキ-が97年暮れと98年7月で計2個がなくなっていたことがわかった。100、300、500系の車両の共通で同社はこのキ-が使われても自動列車制御装置が解除できないよう構造を変更。

太平洋戦争中、不二越の軍需工場で過酷な労働を強いられたとして韓国人女性2人男性1人が未払い賃金と損害賠償を求めた控訴審判決があり、名古屋高裁金沢支部は「請求権は消滅している」として請求を棄却した1審判決を支持、原告側の控訴を棄却した。

日本の植民地支配下で強制徴用されたのは憲法違反などとして韓国人と遺族363人が日本政府に公式謝罪と損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁は「補償立法措置を講じていないことが違反とは言えない」と請求棄却。

12/22 宮城県女川町の中学校の校庭内で、2日午後東北電力女川原子力発電所周辺の放射線を測定するモニタリングステーションの放射線測定器を点検した業者が、点検に使うラジウムとコバルトの入った容器を紛失。学校側に協力を求め教諭や生徒が探し出し、その際生徒9人が素手でふれ被曝していたことがわかった。又、後に教諭5人も被曝していたことがわかった。被曝量は約60ミリシーベルトだった。

12/23 午前0時半頃愛媛県新居浜市の住友化学工場の家畜飼料プラントの一部が爆発、炎上し北側の山林にも燃え移った。約6時間後に鎮火、従業員にけがはなかった。

12/25 今年4月に高速増殖炉「もんじゅ」で出力微調整用制御棒に動作不良が生じた問題で、核燃料サイクル開発機構は原子炉上部案内管の内面に冷却材のトリウムが付着したのが原因と発表。

12/29 午前9時半頃京都府久世郡久御山町の京滋バイパスで、会社員運転のオートバイと工事現場から路上に進入してきた宇治市のコンクリート製造会社「都生コン」のミキサー車が衝突。オートバイの会社員が頭を強く打ち即死。

腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー＆アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(ツートン)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷



株式会社 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259